



保保発0325第1号  
保国発0325第1号  
保高発0325第1号  
年国発0325第1号  
年管管発0325第2号  
平成22年3月25日

法務省入国管理局入国在留課長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局高齢者医療課長

厚生労働省年金局国際年金課長

厚生労働省年金局事業管理課長

在留資格の変更又は在留期間の更新の申請を行う外国人のうち「日本の社会保険制度への加入義務がない者」に係る取扱いについて

外国人の社会保険制度への加入の促進については、「外国人の社会保険制度加入促進

に係る協力依頼について」(平成 21 年 11 月 24 日保保発 1124 第 1 号・保国発 1124 第 1 号・保高発 1124 第 1 号・庁保険発第 1124001 号)において、貴省への御協力をお願いしているところです。

「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の改正により、4 月 1 日以降、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請(以下単に「申請」という。)の際に、窓口で保険証の提示を求めることとなりますが、アメリカ合衆国、ベルギー王国、フランス共和国、オランダ王国及びチェコ共和国から日本に短期間派遣される被用者等については、社会保障協定に基づき、当該国の医療保険制度等に加入していることを条件に日本の医療保険制度への加入義務が免除されることから、日本の保険証を所持していない外国人がいると考えられます。

つきましては、申請に対し窓口で保険証の提示を求めるに当たり、当該協定について御理解いただきたく地方入国管理官署に対しご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の新たな協定締結国の追加等については、厚生労働省のホームページを確認願います。